

「いなか暮らし支援住宅」入居者募集要項

1 はじめに

町では、過疎化による少子高齢化対策の一環として、若者の定住を促進するため、様々な事業を展開しています。今回は空家を活用し、実質無償で土地付き住宅を譲与する「いなか暮らし支援住宅」を提供します。この住宅は、町外の方や町に居住し借家に住んでいる方が、自らの住居として15年間以上継続で定住した場合に、無償で土地付き住宅を譲与するものです。

2 事業の効果(期待すること)

- ・地域の安心・安全対策(空家の活用による防犯・防災対策など危険箇所の排除)
- ・子どもの増加による教育力の向上
- ・地域の元気を復活(自治会活動や地域活動に参画)

3 申込者の資格(下記の(1)～(9)の要件全部に該当する方に限られます。)

(1)入居申請時において①、②のいずれかに該当する方

①居住する世帯主が45歳以下の夫婦。

②子ども(高校生以下)がいる世帯であること。

(2)入居決定から1年以内に、自らが居住する住宅として入居すること。

(3)入居後速やかに居住者全員が住民票を入居した住宅の所在地へ異動すること。

(4)所在地の自治会に加入し自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加すること。

(5)住民票を異動してから15年以上定住すること。

(6)申込者又は同居しようとする方が住民税等を滞納していないこと。

(7)申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8)奥多摩町消防団への参加(入団・協力)できる方。

(9)今後町のPRなどにご協力いただける方。

4 申込方法と期限

・本申込みまで、下記の(1)～(3)の方法となります。仮申込みは現地見学するための申込みとなります。本申込みは原則、現地見学されたうえで、申込んでください。

○申込受付期間

仮 申 込: 月初から月末1週間前まで

内覧期間: 月初から月末2日前まで

本 申 込: 月末(平日)まで

※随時募集ですが、本申込が1件以上あった場合につき、その月の月末(平日)を締日とします。

※本申込につきましては、仮申込後必ず内覧をして頂いた後にお願いします。

・受付時間: 午前8時30分～午後5時まで(ただし、土曜日と日曜日・祝日は除く)

・受付場所: 奥多摩町役場 1階 子育て定住推進課 若者定住推進係

(1) 仮申込み(現地見学するための申込み)

・仮申込みについて必要な書類は下記のとおりです。必要事項を記入のうえ申込みください。

①奥多摩町いなか暮らし支援住宅仮申込書

②奥多摩町いなか暮らし支援住宅の現地見学についての同意書及び誓約書

・希望日時は先着順の受付となりますので、希望日時に見学できない場合、または申込み状況により、見学できない場合があります。

いなか暮らし支援住宅	①	②
時間帯	9:00～12:00(午前)	13:00～16:00(午後)

・仮申込書の提出方法は下記の①～④のいずれかの方法によります。

①持参 ②郵送 ③FAX ④電子メール

※期限日必着となりますのでご注意ください。

・仮申込後、決定した現地見学日時を通知します。

(既存住宅状況調査資料についてのご案内も通知します。)

・現地見学日時決定後の日時変更は、申込み状況により、希望に添えない場合があります。

(2) 現地見学(見学する前によく確認してください。)

・見学は申込者又は同居しようとする方が必ず参加すること。(代理の方のみの見学は認めません。)

・見学当日、リフォーム費用などを調べたい方は、建設業者などの同伴をしていただいて構いません。

・現地見学当日は役場にお越しください。物件の鍵などをお渡しします。

・他の見学者もいるため、指定した時間外の見学はご遠慮ください。

・現地見学に参加される方は案内図を参照のうえ、現地まで行ってください。車の方は近隣に駐車場がありますので、ご利用ください。(駐車場は指定場所以外に駐車しないようお願いします。)

・見学日の17時までには必ず物件の鍵を返却してください。

・次の見学者がいるため、必ず時間内に見学を終了すること。(※車の方は次の見学者のために必ず時間内に駐車場を空けること。)

(3)本申込み(必要な書類は下記のとおりです。原則、現地見学以降の提出となります。)

	提出物	備考
1	入居申請書(様式第1号)	町指定様式 ※氏名は戸籍上のとおり書いてください。
2	移住確約書(様式第2号)	町指定様式
3	住民税課税証明書 等	収入が証明できるもの
4	納税証明書	申込者及び収入のある同居親族全員分 ※滞納がないことの確認をします。
5	戸籍全部事項謄本	
6	世帯全員の住民票の写し	世帯主氏名表示、世帯主との続柄の表示、本籍 の表示が記載されたもの 請求しないと記載されませんのでご注意ください。
7	いなか暮らし支援住宅調査承諾書	町指定様式
8	奥多摩町いなか暮らし支援住宅入 居候補者調査票	町指定様式
9	自治会加入同意書・消防団への情 報提供同意書	町指定様式
10	誓約書	その他町長が必要とする場合

※添付書類などについては、申請時において最新のものです。

・本申込書の提出方法は下記の①、②のいずれかの方法によります。

☐①持参 ☐②郵送

※期限日必着となりますのでご注意ください。

5 申込から譲与までのスケジュール

(1)仮申込み: 月初から月末1週間前まで

(仮申込みは現地見学に参加するために必要な申込となります。)

(2)現地見学: 月初から月末2日前まで

(※入居決定後のリフォーム等に係る費用及び定住に係る費用は申込者の負担となりますので、本申込みを希望される場合は原則、現地見学に参加してください。)

(3)本申込み: 月末(平日)まで

(現地見学に参加され、入居を希望する方は本申込みをしてください。)

(4)選考により候補者を決定(申込月の翌月中旬～下旬)

(申込多数の場合は、別に定める基準により決定します。)

(5)候補者に入居決定の通知(申込月の翌月下旬)

(6)入居決定者と契約締結

(※契約締結では別世帯2人の保証人(申請者と同等の所得のある方)が必要となります。)

(7)住所を異動(入居決定から1年以内に、自らが居住する住宅として入居し、

居住者全員が住民票を入居した住宅の所在地へ異動)

(8)住民票を異動してから15年以上定住後、土地建物を譲与

※上記のスケジュールは予定ですので、以降の日程は前後する場合があります。予めご了承ください。

6 費用など

・土地および建物は現状での引渡しになりますので、リフォーム等に係る費用及び定住に係る費用は申込者の負担となります。(※住宅を改修又は増築する場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令等を遵守すること。)

・使用料について

・年間の使用料は固定資産税相当額とし、毎年納めていただきます。ただし、15年以上定住した後に納付された総額、もしくは50万円を限度に定住祝い金を交付します。

7 注意点

・申込書に記入漏れ、虚偽の記入、不統一な記入、添付書類の不足、提出遅れなどがありますと、不利な扱い又は申込みを受付けない場合があります。

・申込まれた書類などはお返しいたしませんので、予めご了承ください。

・奥多摩町消防団への参加(入団・協力)に努めてください。

・現地見学する場合、見学者の故意又は過失による事故については、見学者の責任とします。

・現地見学する場合、次の行為をしていることが発覚した場合、いなか暮らし支援住宅の入居の申込み資格を失うほか、今後の「若者定住応援住宅」、「いなか暮らし支援住宅」、「子育て応援住宅」の入居の申込み資格も失います。

① 近隣住民に迷惑を及ぼす行為。

② 敷地内および屋内での喫煙行為。

③ 屋内外でのペット同伴の見学行為。

④ 物件の鍵の紛失すること。

⑤ 決定した現地見学日時以外に現地を見学すること。

⑥ 現地見学するときに敷地内の構造物、建物、付帯施設及び備品などの損傷行為。

※⑥については、損害を賠償していただきます。

8 移住・定住応援補助金などの制度について…リフォームする場合、活用できます。

・年齢45歳以下の夫婦又は子ども(高校生以下の方)がいる世帯、若しくは35歳以下の方が、町内に定住を目的とし自ら居住するための専用住宅購入・リフォーム(事業費10万円以上)をされる場合、奥多摩町移住・定住応援条例による定住応援補助金(補助率2分の1以内、補助金限度額200万円)さらに、町内業者の利用または地場木材(多摩産材)の活用でそれぞれ、奥多摩町商業協同組合商品券の各々10万円上乘せ。また、融資金額:400万円以上、償還期間10年以上の条件により、年額30万円を限度に36か月間の利子補給をします。さらに町内金融機関の利用で10%上乘せ。

※補助金の限度額200万円を超えない場合は、上乘せ分の奥多摩町商業協同組合商品券10万円は該当しません

9 奥多摩に暮らしたい人登録バンク

・仮申込みをされた方を対象に、今後は町の定住関連情報を無料で優先的に情報提供させていただきますので、奥多摩に暮らしたい人登録バンクに登録させていただきます。(既にご登録されている方を除きます。)ただし、登録を希望されない方はお申し出ください。

10 お問い合わせ先

① **いなか暮らし支援住宅に関する問い合わせおよび申込書の提出先**

子育て定住推進課 若者定住推進係 TEL : 0428-83-2310(直通)

FAX : 0428-83-2344

E-mail : wakamono@town.okutama.tokyo.jp

② 保育園・子育て(子どもと家庭の総合相談・子育て支援助成金・児童手当等)に関する問い合わせ

子育て定住推進課・子育て推進係 0428-85-2611(直通)

場所は子ども家庭支援センター・古里出張所(最寄駅:JR青梅線 古里駅)

奥多摩町小丹波108番地

③ 義務教育(小・中学校)に関する問い合わせ

教育課学務係 0428-83-2246(直通)

場所は奥多摩町役場(最寄駅:JR青梅線 奥多摩駅)

0428-83-2111(代表)

奥多摩町氷川215番地6

④ 母子保健に関する問い合わせ

福祉保健課・健康係 0428-83-2777(直通)

場所は保健福祉センター(最寄駅:JR青梅線 奥多摩駅)

奥多摩町氷川1111番地